

La vida de HONDURAS 土屋晶子さんからのお便り

スペイン語で「ホンジュラスでの生活」という意味です。

Vol.02



山の中で暮らす子どもたち

¡Hola todos! ¿Cómo están? こんにちは、みなさん！お元気ですか？

◆新しい街を紹介します◆

任地であるエルパライス県ダンリ市での生活が始まりました。

エルパライス県は、19の市からなっていて、面積 7,218 km²、人口 393,183 人。農業に携わる人々が多く、とうもろこしとコーヒーの生産が特に盛んです。

私の新しい家族も農場を持っていて、オレンジ・レモン・パイナップル・マンゴー・バナナなどなど、様々なフルーツを栽培しています。輸入が多い日本では考えられないほど、たくさんのもぎたてフルーツを食べることができます。

中心地や幹線道路はアスファルトの道路ですが、その他のほとんどの道は未舗装。車は砂ぼこりをたて、子どもたちは元気な声で飛び回り、馬や牛が行き交う光景が日常です。

◆学校へ通えない子どもたち◆

エルパライス県は山間地が多く、充分学校へ通えないような農村に住んでいる人たちが 70% 以上もいます。そのような農村では、義務教育である小学校へ通う子どもの割合は 67.4%、中学校へ通う子どもの割合は何と 7.6%！100 人の内 7~8 人しか中学校に通っていないという、日本では考えられないような状況なのです。農村は都市に比べて子どもが多く、5~6 人兄弟は当たり前。10 人兄弟の家なども珍しくはありません。暮らしていくにはたくさんのお金や食料が必要となります。また、家事量も相当なものです。そのため、子どもたちも働き手とならざるをえない場合が多いのです。

とは言え、無邪気に声をかけてくれる元気な子どもたちの天使のような明るい笑顔には、私自身どれだけ救われていることでしょう。この笑顔が少しでもたくさん見られるような、そんな活動をしていきたいと感じています。

◆仕事が始まりました◆

当初は小さな村に赴任する予定だったのですが「まず県全体の保健医療を把握したい」と思い、県の保健事務所で活動しています。大変なことは、やっぱり語学です。ここでは「医療用語」との闘い。資料を読んだり、同僚医師から説明を受けていても、わからない単語ばかり。ましてや専門分野に関する自分の考えや思いを表現できる力もなくて…。悪戦苦闘の毎日です。そんな状態で何をしているの？と思われたことでしょう。今はもっぱら「情報収集」です。県内から集まってくる統計や資料、現地の人々とおしゃべりを通して地域の特徴を知り、必要な活動を見つけていくためです。日本とは価値観も生活事情も全く異なり、保健医療に関しても、いくら日本が進んでいるからといって日本の方法を押し付けるのではなく、この地域に合った方法を探すことが必要です。少しずつ見えてきたホンジュラスが抱える様々な問題。日本の様子からは想像できないものもたくさんあります。また次の機会にレポートしたいと思います。

Information

あなたの家は地震がきても大丈夫？ 「木造住宅」簡易耐震診断意向調査

御代田町では、近い将来発生が予測されている東海地震などの大規模な地震に備え、木造住宅の簡易耐震診断及び耐震補強工事の補助事業を実施する予定です。つきましては、事業実施に先立ち、各世帯の簡易耐震診断の意向調査を実施します。

簡易耐震診断を希望される方は、今月号に折り込まれている「木造住宅」簡易耐震診断意向調査票に記入し、11月15日までに産業建設課へ提出してください。

【問い合わせ先】
町産業建設課都市計画係
(32) 3 1 1 1 内線32番

簡易診断から耐震補強工事まで

○「意向調査」
簡易診断の希望の有無

○「簡易診断の実施」
現地での聞き取り調査等
(診断費用無料)

○「精密診断の実施」
精密診断耐震補強工事を希望する場合
(診断費用無料)

○「耐震補強工事」
補助限度額60万円で工事費の1/2を補助します。

簡易診断の対象となる住宅

- 昭和56年5月31日以前に建築工事に着手した住宅
- 一戸建て住宅(店舗併用住宅などの併用住宅を含みます)
- 在来工法の木造住宅
(ツーバイフォー工法や非木造の住宅は含まれません)

こんにちはは農業委員会です

■御代田町農業委員会事務局 32-3111 内線26・27番

農業者年金経営移譲 受給者の方は、再度確認を！

近年、遊休農地の解消という目的で第三者に農地を貸される方が増えています。この事は、遊休農地をなくすという観点ではよい事です。しかし、経営移譲年金を受給されている方は、貸し方を間違えると、年金の支給停止や、過誤払いで返却する可能性が発生します。第三者に貸される場合は、再度確認をしてから貸付をしてください。

経営移譲年金受給者の後継者 移譲した当初の使用貸借期間 10年が満了していますか？

使用貸借期間が10年を経過し、譲受後継者が貸主であれば、返還日の属する同月内に同じ後継者に使用貸借で再度貸し付けた場合「特定処分対象農地」でなくなります。このため、受給者が農業経営者とならない限り、これらの農地を転用や貸し付けをしても、経営移譲年金は支給停止になりません。

【特定処分対象農地】
後継者に貸し付けて経営移譲した農地などのことです。

例
Aさんは平成8年10月に譲受後継者に使用貸借期間10年で経営移譲をし、10年の使用貸借期間が切れる平成18年10月に譲受後継者に再度貸し付けました。この時点で特定処分対象農地ではなくなり、譲受後継者がその農地を転用しても第三者に貸し付けても、Aさんの年金は支給停止にはなりません。

次回は、使用貸借期間10年が満了になっていない時に、第三者に貸し付ける場合の手続きについて説明します。